

# 特定間伐等促進計画

新潟県妙高市  
平成25年10月

## 1 特定間伐等促進計画の目標

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定により定められた新潟県の基本方針によると、平成25年度から平成32年度までの8年間の特定間伐等の実施の促進の目標として、27,600 haの間伐の実施を掲げています。

県の基本方針や妙高市の間伐の実施状況を勘案し、平成25年度から平成32年度までの8か年間で320 ha(年平均40 ha)の間伐を行うことを、妙高市特定間伐等促進計画の目標とします。

## 2 特定間伐等促進計画の区域

県の基本方針に定められた、地域森林計画の対象となっている民有林とし、特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準に従い、さらに、当市の特定間伐等促進計画の区域の範囲を別図のとおりとします。

別紙

## 3 特定間伐等の実施計画

## (1) 間伐

間伐実施主体	事業実施年度	所在場所				間伐を実施する森林の現況					間伐の内容			対図番号 又は 林班 - 小班名	交付金希望	備考
		字(大字)又は 林班	地番 又は 小班	施業 番号	枝番	面積 (ha)	樹種	林相	林齢	立木材 積(m <sup>3</sup> )	間伐の方法	間伐立木 材積 (m <sup>3</sup> )	間伐率 (材積率)			
頸南森林組合	H25～H29	94				6.99	スギ	単層	30	1763	定性	529	30%	頸妙高		
頸南森林組合	H25～H29	86				5.00	スギ	単層	30～90	1500	定性	500	30%	頸妙高		
頸南森林組合	H26～H30	10～29				100.00	スギ	単層	30～90	20000	定性	6000	30%	頸妙高		
頸南森林組合	H25～H30	30～37				100.88	スギ	単層	30～90	25000	定性	7500	30%	頸高原		
頸南森林組合	H25～H32	1				5.69	スギ	単層	30～60	1600	定性	480	30%	頸妙高		
頸南森林組合	H25～H32	8				7.00	スギ	単層	30～60	1800	定性	540	30%	頸妙高		
頸南森林組合	H25～H32	5				7.00	スギ	単層	30～60	1750	定性	525	30%	頸妙高		
頸南森林組合	H25～H32	119				0.50	スギ	単層	30～60	50	定性	15	30%	頸新井		
頸南森林組合	H25～H32	4				5.00	スギ	単層	30～60	1400	定性	420	30%	頸新井		
頸南森林組合	H25	177				1.00	スギ	単層	58	100	定性	30	30%	頸新井		
頸南森林組合	H25	28				3.67	スギ	単層	29～58	800	定性	266	30%	頸高原		
(公社)新潟県農林公社	H25	180	1			3.50	スギ	単層	26	444	定性	1	20%	公社		
(公社)新潟県農林公社	H25	179	4			0.30	スギ	単層	25	35	不良木の除去	0	20%	公社		除伐等・枝打ち
(公社)新潟県農林公社	H26	177	9			5.20	スギ	単層	21	374	不良木の除去	1	20%	公社		除伐等・枝打ち
(公社)新潟県農林公社	H29	105	18			2.50	スギ	単層	41	562	列状	1	20%	公社		
(公社)新潟県農林公社	H29	105	15			3.00	スギ	単層	40	648	列状	1	20%	公社		
(公社)新潟県農林公社	H32	105	14			3.00	スギ	単層	42	624	定性	1	20%	公社		
(公社)新潟県農林公社	H32	105	13			3.00	スギ	単層	40	570	定性	1	20%	公社		
(公社)新潟県農林公社	H31	81	11			3.00	スギ	単層	41	624	列状	1	20%	公社		
(公社)新潟県農林公社	H31	79	3			3.00	スギ	単層	40	600	列状	1	20%	公社		
(公社)新潟県農林公社	H31	79	4			3.10	スギ	単層	39	589	列状	1	20%	公社		
(公社)新潟県農林公社	H25	24	3			4.38	スギ	単層	22	394	不良木の除去	1	20%	公社		除伐等・枝打ち
(公社)新潟県農林公社	H26	24	4			5.20	スギ	単層	22	426	不良木の除去	1	20%	公社		除伐等・枝打ち
(公社)新潟県農林公社	H31	24	3			0.82	スギ	単層	23	73	不良木の除去	0	20%	公社		除伐等・枝打ち
(公社)新潟県農林公社	H27	24	5			2.13	スギ	単層	21	136	不良木の除去	0	20%	公社		除伐等・枝打ち

(公社)新潟県農林公社	H30	24	6			0.38	スギ	単層	23	21	不良木の除去	0	20%	公社		除伐等・枝打ち
(公社)新潟県農林公社	H30	23	9			1.85	スギ	単層	22	88	不良木の除去	0	20%	公社		除伐等・枝打ち
(公社)新潟県農林公社	H31	23	10			2.17	スギ	単層	22	84	不良木の除去	0	20%	公社		除伐等・枝打ち
(公社)新潟県農林公社	H25	86	10			1.99	スギ	単層	23	197	不良木の除去	0	20%	公社		除伐等・枝打ち
(公社)新潟県農林公社	H25	86	11			2.08	スギ	単層	22	189	不良木の除去	0	20%	公社		除伐等・枝打ち
(公社)新潟県農林公社	H29	185	3			1.00	スギ	単層	19	32	不良木の除去	0	20%	公社		除伐等・枝打ち
(公社)新潟県農林公社	H29	185	3			2.00	スギ	単層	18	50	不良木の除去	0	20%	公社		除伐等・枝打ち
(公社)新潟県農林公社	H25	185	2			2.00	スギ	単層	12	30	不良木の除去	0	20%	公社		除伐等・枝打ち
(公社)新潟県農林公社	H26	186	2			2.77	スギ	単層	12	36	不良木の除去	0	20%	公社		除伐等・枝打ち
(公社)新潟県農林公社	H26	2	4			5.00	スギ	単層	33	905	定性	2	20%	公社		
(公社)新潟県農林公社	H27	2	4			3.00	スギ	単層	33	516	定性	1	20%	公社		
(公社)新潟県農林公社	H28	2	5			2.15	スギ	単層	33	350	定性	1	20%	公社		
(公社)新潟県農林公社	H31	62	3			1.50	スギ	単層	30	162	定性	0	20%	公社		
(公社)新潟県農林公社	H32	62	3			1.80	スギ	単層	30	180	定性	0	20%	公社		
新潟県	H26	1	7	1	0	0.16	スギ	単層	43	46	定性	12	27%	県妙		
新潟県	H26	1	7	7	5	0.56	スギ	単層	42	160	定性	43	27%	県妙		
新潟県	H26	1	7	14	1	0.30	スギ	単層	42	88	定性	24	27%	県妙		
新潟県	H26	1	7	14	2	2.70	スギ	単層	43	796	定性	215	27%	県妙		
新潟県	H26	1	8	15	2	0.23	スギ	単層	43	68	定性	18	27%	県妙		
新潟県	H26	1	8	16	0	0.29	スギ	単層	42	83	定性	22	27%	県妙		
新潟県	H26	1	8	17	0	0.30	スギ	単層	42	85	定性	23	27%	県妙		
新潟県	H26	1	8	18	0	0.12	スギ	単層	42	35	定性	9	27%	県妙		
新潟県	H26	1	8	19	0	0.15	スギ	単層	42	42	定性	11	27%	県妙		
新潟県	H26	1	8	20	0	0.06	スギ	単層	42	16	定性	4	27%	県妙		
新潟県	H26	1	8	21	0	0.09	スギ	単層	42	26	定性	7	27%	県妙		
新潟県	H26	1	8	22	0	0.14	スギ	単層	42	40	定性	11	27%	県妙		
新潟県	H26	1	8	23	0	0.21	スギ	単層	42	59	定性	16	27%	県妙		
新潟県	H26	1	9	1	1	0.14	スギ	単層	43	41	定性	11	27%	県妙		
合計						320.00				66,287		17,251				

枚数が多くなる場合は、別紙としても可。以下の(2)～(6)も同じ。

間伐と一体的に実施する他の作業種については、備考欄に記載する。

間伐の方法には、間伐は「定性」「列状」等を、除伐等は「不良木の除去」、備考欄に「除伐等」を記載する。



(2)造林

実施主体	事業 実施 年度	所在場所				造林の内容								対図番号 又は 林班 - 小 班名	交付 金希 望	備考
		字(大 字)又 は 林班	地番 又は 小班	施業 番号	枝番	造林 面積 (ha)	うち人工造林			うち天然更新						
							植栽 面積 (ha)	植栽 時期	植栽 樹種	植栽 本数	天然更新 面積 (ha)	天然更新 時期	天然更新 樹種			
頸南森林組合	H25	2	5	1		0.20	0.20	秋	ブナ	500				頸高原	0.2	
	(H26～32)	(2)	(5)	(1)		(1.20)	(1.20)		(ブナ)	(3,000)				(頸高原)	(1.20)	
	(H27)	(30)	(4)	(17)		(0.48)	(0.48)		(ケヤキ)	(1,200)				(頸高原)	(0.48)	
	(H26～29)	(13)	(7)	(34-1)		(0.11)	(0.11)		(スギ)	(275)				(頸妙高)	(0.11)	
	(H26～27)	(28)	(6)	(6-2)		(0.39)	(0.39)		(スギ)	(975)				(頸新井)	(0.39)	
合計						0.20	0.20			500						

人工播種による人工造林の場合は、人工播種による面積、時期、樹種、本数を備考欄に記載する。  
 天然更新による造林において、天然更新補助作業がある場合は、補助作業の内容を備考欄に記載する。  
 造林後に実施する下刈りについては、下刈りの面積を備考欄に記載する。また、既に植栽済みの箇所において下刈りを実施する場合は、  
 事業実施年度、所在場所、造林の内容(植栽時期を除く。)及び対図番号又は林小班名の欄に当該植栽に係る当該事項を括弧書きで記載する。

(3)その他間伐及び造林に関する事項

事業 実施 主体	事業 実施 年度	内 容	交付 金希 望	備考

普及活動等ソフト的取組に関する事項を記載

(4) 作業路網

事業 実施 主体	事業 実施 年度	路網起点				路網終点				路線名	路網整備の内容			対図番号 又は 林班 - 小班名	交付 金希 望	備考
		字(大 字)又は 林班	地番 又は 小班	施業番号	枝番	字(大 字)又は 林班	地番 又は 小班	施業番 号	枝番		路網の 種類	開設 延長	幅員 (全幅)			
頸南森林組合	H26	94	7			94	2			関山線	森林作 業道	700	3.0	頸妙高		
新潟県	H26	1	7	14	2	1	8	23		南山線	森林作 業道	600	3.0	県妙		
合計												1300				

(5) その他施設

実施主体	事業 実施 年度	所在場所				施設名	数量	対図 番号 又は 林班 - 小班名	交 付 金 希 望	備考
		字(大 字)又は 林班	地番 又は 小班	(施業番号)	(枝番)					

#### 4 森林経営計画等に基づく森林施業、森林施業の共同化の促進に関すること

(1) 森林経営計画の作成及びこれに基づく間伐等の森林施業の推進並びに提案型施業の実施の推進に関すること。

森林所有者の森林経営意欲が低位に留まっている地域においては、森林所有者に代わって、意欲と実行力のある林業事業体が主体的・継続的に森林経営を行えるよう、森林経営の受委託を促進します。

特に、木材生産林の区域内にあつては、施業の方針や内容、実施した場合の収支等を明示した分かりやすい提案書を提示して働きかけ、提案型集約化施業を促進する等、将来的に全域で森林経営計画が樹立されるよう支援策を講じることとします。

(2) 施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動の推進に関すること。

施業の集約化にあつては、森林所有者の特定や森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成が必要となります。市は、森林所有者等に対し、境界立会の際の支援、森林情報の提供などの普及啓発活動を行うこととします。

#### 5 路網の整備の推進、間伐等の効率化・低コスト化の推進

(1) 路網の整備の推進に関すること。

作業路網の開設にあつては、傾斜等の自然条件、木材集材・搬出の作業効率等、地域の特性に応じて、林道、林業専用道及び森林作業道を適切に組み合わせた整備に努めます。

また、森林の利用形態や地形・地質に応じ、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、森林施業の優先順位に応じた整備となるよう努めます。

(2) 高性能林業機械等を活用した低コストで効率的な作業システムの整備、普及及び定着に関すること。

地域材の利用促進のために必要となってくるのは、作業効率の高い高性能林業機械の導入等によるコストの低減です。このため、生産性の向上と労働強度を軽減するために、林内路網整備状況、地形及び樹種等に適応した高性能林業機械を導入することにより、低コスト作業システムを確立することが重要であり、低コスト林業を推進します。

(3) コンテナ苗の活用等による造林・保育の低コスト化の推進に係ること。

林業の活性化に向け、森林の循環と森林所有者へ利益の還元を図り、造林・育林コストを低減させるコンテナ苗等の活用を推進します。

## 6 間伐材の利用の推進

(1) 間伐材の供給及び利用に携わる関係者間の合意形成の構築の推進に関すること。

森林の循環を促進し、木材を持続的に供給するためには、妙高市産材の需要を創出していくことが重要です。

妙高市産材の利用拡大を図るため、市内の素材生産・製材業者等と協働し、公共建築物をはじめ、民間公共施設、事業所等へ情報提供するなど需要を喚起していきます。

(2) 長期的な木材需要に係る協定の締結等による間伐材の安定供給体制の構築の推進に関すること。

林業事業者、木材製造業者、その他関係者に対して、相互に連携を図りながら、木材の利用の促進及び適切な供給に努めます。

また、妙高市公共建築物における地域産材利用推進に関する基本方針に基づき、地域産材の積極的な使用を働きかけるとともに、「ふるさと妙高の家づくり」事業を市民等へPRすることにより長期的な木材需要の拡大に努めます。

## 7 人材の育成・確保等

- (1) 間伐や路網作設等を適切に行える現場技能者等及び林業事業者の育成確保に関すること。

森林施業の共同化等を通じて合理化を進め、林業事業者においては、高性能林業機械の導入により、作業の効率化、生産コストの低減を図ります。

また、「林業労働力確保支援センター」と新潟県が連携して開催される研修会等には、積極的に情報提供し、林業事業者の育成を図ります。

- (2) 林業事業者に対する経営手法・技術の普及指導等に関すること。

森林施業の中核的役割を果たす林業事業者を育成強化するため、作業員の技術・技能の向上を促進するとともに、関係機関の指導を得て、経営指導、技術研修会、講習会等の開催を積極的に進めます。

また、林業事業者と行政が一体となり森林整備補助事業制度を活用することにより、森林施業の拡大を図り、事業の計画的・安定的な運営となるよう推進します。